

いじめ防止基本方針

大垣市立北小学校

この「いじめ防止基本方針」は、『いじめ防止対策推進法』及び国や県の基本方針を踏まえて策定しました。児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめを防止するための対策を記載しました。

「北小なかよし宣言」

- 第1条 だれとでも仲良くし 友だちに優しくします
- 第2条 チクチク言葉をなくし ポカポカ言葉をふやします
- 第3条 心をこめて あいさつします
- 第4条 自分の仕事は 最後までやりぬきます
- 第5条 仲間の呼びかけに 応えます

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法：第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要。

いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を若干的に確認することが必要。

けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 基本認識

- ・「いじめは、人間として絶対に許されないことである」
- ・「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る」
- ・「暴力を伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じおそれがある」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に考え、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応ならびにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識を、学校の教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない」という強い願いのもと、児童が安心できる望ましい人間関係を築く学級・学校づくりを進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けることを継続する。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感、自己肯定感を高める取組）

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）
 - ① 「分かった、できた」という達成感を味わえる教科指導
 - ② 望ましい人間関係をつくることができ、よさを認め合い、一人一人が活躍できる集団づくり
 - ③ 「学級・学校に絆と居場所がある」と感じられる教育相談
- (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
 - ① 自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動
 - ② 教育活動全体を通して、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識が育つ道徳教育や体験活動、人権教育の充実
 - ③ 「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくり
- (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

※ 教育活動全体を通じて、以下に留意した指導を充実する。

 - ① 全ての児童が認められている、満たされているという自己存在感と、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。
 - ② 共感的な人間関係の育成を図る。
 - ③ 自己決定の場を設定し、自己の可能性の開発を援助する。
 - ④ 社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育む。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ① スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員および保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
 - ② インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が中心となって計画運営する集会等を設け、全校に啓発する。
- (5) 保護者との協力体勢の確立
 - ① PTA総会等を通じて、いじめ問題についての保護者の理解、学校の指導方針等の啓発に努める。
 - ② 児童の努力や気になること等について、日頃から積極的に保護者に伝え、共に考え合っていくことを大切にする。

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
 - ① いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応ができるよう、日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築に努め、日常的な声かけ、定期的ないじめアンケート（毎月実施・記名式・選択式）、Q-U調査等で多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し対応に生

かす。

- ② 年間3回のいじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止対策委員会」で調査結果を確認し、対策を検討する。
- ③ アンケートや教育委相談以外にも全職員が、日ごろから児童の様子に目を配ったり、生活ノートから悩みを把握したりするなどし、児童の些細な兆候を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ④ 児童の些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知する。
- ⑤ きめ細かい情報交換・共有を日常的に行うとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ① 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日常的な児童理解を図るよう努める。
- ② 問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期対応を心がけ、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ③ 児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全職員が情報を交換・共有し、それぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。

(3) 教職員研修の充実

- ① 年度当初の職員会、夏期休業中の現職研修など、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止これだけは！」「教育相談これだけは！」といった各種啓発資料を活用して、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ② いじめを見逃さない学級経営等の教職員研修に努める。

(4) 保護者との連携

- ① いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側の児童の保護者への報告を行い、関係修復を行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめがゆるされないことを自覚させると共に、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。その際、情報提供者側等の個人情報の扱いを慎重にする。
- ② 保護者と学校が連携できるよう、必要な情報を交換するなどして、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力体制を築くことを大切にする。
- ③ 関係児童の個人情報の取り扱いやプライバシーには十分に留意して対応を行う。

(5) 関係機関等の連携

- ① いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、解決に向け、教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等のネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。

- ② インターネット上の誹謗中傷等については、保護者との協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教員、心理福祉等に関する専門的な知識を有する者の他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめ防止対策推進法：第22条）

(1) いじめ未然防止対策委員会を設置し、実効的かつ組織的に行う。

- ① 隔週に会を位置づけ、会では、各学年からの情報を共有して対策を練る。
- ② 会終了後は学年主任が学年会で周知を図り、全職員の共通理解の元で、いじめ未然防止や対応にあたる等、校内連携体制を整え、継続的な指導や支援を全職員で行っていく。
- ③ 委員会のメンバーは次のようにする。
 - 学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談、学年主任、担任、養護教諭、ほほえみ相談員
 - 学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、弁護士、医師、児童民生委員、教員OB、警察OB、人権擁護委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

- ・日常観察の他に、アンケート調査を月1回確実に実施する。
- ・日常観察やアンケートにおいて把握した内容については、全ての内容において、迅速な事実確認と対応を行うものとし、被害児童への丁寧な聴取と加害児童への指導を行う。また、その内容については、学年担当だけでなく学校全体で情報を交換・共有し、組織的な対応を図る。
- ・加害者指導と被害者の見守りにおいては、状態が改善・解決するまで指導と見守りを継続する。
- ・指導後の経過や状態については、「いじめ未然防止対策委員会」で報告し、全職員で状態を共有する。

<年間活動計画>

| | |
|------------|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、Webページ等による「方針」の発信とPTA総会での説明、啓発 ・「いじめや不登校の問題及び自殺予防」に関する研修 ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間関係を育成する学級経営の在り方に関する研修 ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童向けネットいじめ研修 ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・すべての児童を対象とした教育相談の実施 ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 ・第1回 県いじめ調査の実施 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の基本とカウンセリングの実習演習「不登校対策・児童、家庭への支援のあり方」 ・「不登校未然防止、対策委員会」の実施 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 |

| | |
|------------|---|
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルについての研修 ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・すべての児童を対象とした教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（各学年・全校） ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育の講演 ・「ひびきあいの日」（児童会の発表） ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理についての演習及び情報モラルに関する研修 ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・すべての児童を対象とした教育相談の実施 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート（記名式・選択式）の実施 ・校内「いじめ未然防止対策委員会」の実施 ・学校だより等による次年度の取組等の説明 |

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察関係者等の外部専門家を当該組織に参画させる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧な対応を進める。
- ① 詳細な事実確認を行い、いじめを受けた児童を全力で守る姿勢を貫く。
 - ② いじめの問題に対して、学年や全校の職員など組織的に、かつ迅速的に対応する。
 - ③ 「いじめ未然防止対策委員会」で状況を把握し、必要な場合は外部機関とも連携する。
 - ④ 事実に基づき、児童への指導と保護者への報告を行う。
 - ⑤ いじめられた児童や保護者に対し、信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
 - ⑥ いじめた児童には、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったのかに気づく指導をするとともに、いじめた相手への謝罪方法や二度としないために何をする必要があるかを一緒に考える。
 - ⑦ いじめが悪質な場合（傷害・恐喝など）は、相手の保護者と相談の上、関係機関と連携を図り指導する。
 - ⑧ いじめの被害者・加害者への指導に留めることなく、その周りにいる傍観者や無関心者へも指導をし、集団（学級・学年・全校）への指導を行うことで、いじめ根絶に先手を打つ。
 - ⑨ いじめの指導が終わっても、その後、児童が不安なく学校生活を送れるように、被害者と加害者の両者を見守り続ける。必要に応じて、カウンセリングなどを通じて心のケアの継続をする。
 - ⑩ いじめの解消は、被害児童と加害児童の両者間の関係が、少なくとも3ヶ月間に渡って改善されている（被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為がやんでいる、被害者が心身の苦痛を感じてい

ない) 状態の経過をもって解消と見なす。ただし、被害の重大性によっては、この限りではない。

【基本的な対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握(複数の職員で組織的に保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る)
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- ⑤ いじめた側の児童生徒に、許されないことを十分に自覚させ、いじめを繰り返さないための指導(背景や状況について一緒に考える)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼(いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪も含む)
- ⑦ 関係機関等との連携(教育委員会への報告、警察や子どもセンター等の連携)
- ⑧ 経過の見守りと、いじめられた側といじめた側への継続的な支援とどちらも安心した生活ができる人間関係等の修復

(2) 「重大事案」と判断された時の対応

いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる。

【主な対応】

- ① 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ② 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告すると共に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係とその他必要な情報を適切に提供する。
- ④ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意点

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対す措置を適切に行うため、学校評価において、次の点を加味し、適切に学校の組織を評価する。学校は、評価結果を踏まえ、改善を図るよう努める。

- ① 「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」に係わる取組(学級・学年・委員会活動)
- ② いじめの早期発見・再発防止に係わる取組(アンケート・教育相談・保護者面談)

8 個人情報の取扱

(1) 個人調査(アンケート等)について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート等が調査として必要となることから、アンケートは5年間保存する。